○経済産業省告示第三十二号

石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号）第三十四条の二第四号の規定に基づき、経済産業大臣が定める方法を次のように定めたので、告示する。

平成二十五年三月一日

経済産業大臣　茂木　敏充

石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号）第三十四条の二第四号に規定する経済産業大臣が定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　入札による貸付け

二　随意契約による貸付け

○国土交通省告示第百五十四号

下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第二十四条の二第二項の規定に基づき、昭和四十六年建設省告示第千七百五号の一部を次のように改正し、平成二十四年度補正予算（第一号）に係る国の補助金から適用する。

平成二十五年三月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

第六項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　老朽化した下水道について緊急かつ集中的に対策を講ずるため別に定めるところにより実施される事業により整備される公共下水道に係る主要な管渠は、別に定めることができるものとする。

○国土交通省告示第百五十五号

印西都市計画事業新住宅市街地開発事業千葉北部地区新住宅市街地開発事業に係る次の工区について工事が完了したので、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四十条の規定により読み替えて適用される新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百二十四号）第二十七条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

工区番号

002―02―3、002―16、004―16、005―09―2、008―46―1、009―34、009―41、012―13―5、012―32―1、012―32―2、012―32―4、012―32―5、012―32―7、012―32―9、012―32―10、012―32―16、012―32―17、012―67―1、012―67―2、012―67―3、014―24、190―41―2、200―11―3、210―102、210―115、210―117―1、210―143―8、210―178、210―192―1、210―192―2、240―31、240―33、240―35―4、240―36―1、240―36―2

○国土交通省告示第百五十六号

船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十条第三項の規定に基づき、食料表（平成九年運輸省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十五年三月一日から適用する。

平成二十五年三月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

備考10中「にあっては、」の下に「本表に掲げる食料が」を加え、同10を同11とし、同2から同9までを一ずつ繰り下げ、同1の次に次のように加える。

2　食品の種類及び調理方法について、船員の文化的及び宗教的な背景を考慮すること。

○国土交通省告示第百五十七号

船内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和五十年運輸省令第七号）第二条第二項の規定に基づき、船舶料理士に関する省令第二条第二項の規定に基づき、国土交通大臣が告示で定める基準（平成二十三年国土交通省告示第八百十八号）の一部を次のように改正し、平成二十五年三月一日から適用する。

平成二十五年三月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

題名中「船舶料理士に関する省令」を「船内における食料の支給を行う者に関する省令」に改める。

本文中「船舶料理士に関する省令」を「船内における食料の支給を行う者に関する省令」に改める。

○国土交通省告示第百五十八号

船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第三条の五の規定に基づき、航海当直基準（平成八年運輸省告示第七百四号）の一部を次のように改正し、平成二十五年三月一日から適用する。

平成二十五年三月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

Ⅰの2の⑶の一中「二十四時間について少なくとも十時間休息させること。」を「船員（船員法第六十五条の三第三項第二号に掲げる海員を除く。）に与える休息時間（以下単に「休息時間」という。）は、二十四時間について十時間以上とし、一週間について七十七時間以上としなければならない。」に改め、同二及び三を次のように改める。

二　休息時間は、十四時間を超えない間隔で与えなければならない。

三　休息時間は、二十四時間について三回以上に分割して与えてはならない。

Ⅰの2の⑶に次のように加える。

四　休息時間を二十四時間について二回に分割して与える場合にあつては、休息時間のうち、いずれか長い方の休息時間を六時間以上としなければならない。

五　三の規定にかかわらず、休息時間は、一週間のうち二日を限度として、二十四時間について三回に分割して与えることができる。この場合において、最も長い休息時間は六時間以上とし、残る二回の休息時間は、いずれも一時間以上としなければならない。

六　一の規定にかかわらず、休息時間は、連続した二週間を限度として、一週間について七十時間以上七十七時間未満とすることができる。この場合において、休息時間を一週間について七十時間以上七十七時間未満とした期間が終了する翌日から起算して当該期間の二倍の期間が経過する日までの間は、休息時間を一週間について七十七時間以上としなければならない。

Ⅰの2の⑺を⑻とし、同⑷から⑹までを一ずつ繰り下げ、同⑶の次に次のように加える。

⑷　船長は、船内に帳簿を備え置いて、休息時間に関する事項を記載しなければならない。

○国土交通省告示第百五十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1177	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「大泉学園駅北口地区第一種市街地再開発事業に伴う施設建築物」の構造方法に応じて評価する方法	1―4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	大泉学園駅北口地区市街地再開発組合	東京都練馬区東大泉一丁目32番2号	平成25年2月18日
1180	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「（仮称）　土見1丁目計画」の構造方法に応じて評価する方法	1―4　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	野村不動産株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番2号	平成25年2月18日

○国土交通省告示第百六十号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十五年二月十九日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	型式変更の内容
第5028号	救命胴衣（固型式）	ＴＫ―005Ａ　型　高階救命器具株式会社	バックルの仕様を変更したものを追加